

武蔵野市長期計画条例の改正等について

武蔵野市長期計画条例（平成23年12月武蔵野市条例第28号。以下「条例」という。）の改正等について、検討状況を報告します。

1 改正に至る経緯及び目的

(1) 条例制定の経緯

地方公共団体における行政運営の基本構想については、議会の議決事項とされてきたが、平成23（2011）年の第2次地方分権一括法の施行に伴い、義務付けが見直された。

一方、本市では、昭和46（1971）年から続く基本構想・長期計画の策定において市民参加、議員参加、職員参加のいわゆる武蔵野方式を採用し、また、基本構想・総合計画・実行計画を一体的に策定してきたところである。

これらの経緯を踏まえ、武蔵野方式による独自の計画行政のあり方、これまでの基本構想部分である市政運営の基本理念と施策の大綱部分を引き続き議会の議決に付すこと、その他長期計画に関する事項を定めた「武蔵野市長期計画条例」及び「武蔵野市長期計画条例施行規則（平成23年12月武蔵野市規則第68号。以下「施行規則」という。）」を平成23（2011）年に制定した。

(2) 条例改正の目的

本条例は、本市がこれまで培ってきた市民自治の基礎となる重要な条例であり、条例制定後の長期計画及び調整計画の策定において、適正に運用されてきたところである。一方で、条例及び施行規則の制定から15年が経過しており、現行の規定について、市議会において条文解釈等に関する課題も一部指摘されている。

また、令和5（2023）年12月の市長選挙を受けて第六期長期計画・第二次調整計画を策定したことに伴い、第七期長期計画の開始時期を令和10（2028）年度から令和12（2030）年度に変更することとなった。

これらの状況を踏まえ、第七期長期計画の策定に先立ち、長期計画に係る議決事項の範囲、長期計画と調整計画の関係、用語の定義等を整理するとともに、計画策定に係る手続等を明確にするため、条例を改正する。

(3) 条例に係る主な課題と対応

	主な課題	対応（案）	例規	計画
1	何が議決事項か分かりにくい。	議決部分と計画部分を明確に章分けする		○
2	議決部分に人口推計や財政の見通しの概要が含まれており、推計の見直しによって議決事項が変更されてしまうのではないか。	議決部分と計画部分を明確に章分けする		○
3	調整計画策定時に施策を改めた結果、議決部分（施策の大綱）も変更されているように見えてしまう。	施策の大綱の定義を改め、施策部分の変更時においても変わることがないようにする。	○	○
4	市長再選時に調整計画を策定しないという選択肢もあるのではないか。	長期計画策定後4年以内に策定する調整計画は義務規定とし、それ以外の場合は「できる規定」とする。	○	
5	次期長期計画の策定期間を施行規則で定めているが、調整計画策定のタイミングにより、ローリングのスケジュールがずれることがある。	条例で「原則」を定め、合理的な理由がある場合はスケジュールの変更の余地を残す。	○	○
6	市で実施する政策は、長期計画の「何をもって」根拠があるとするのか範囲や具体的な記載等明文化されていない。	実行計画又は調整計画で定める施策に根拠があることと整理する。	○	
7	条例で使用する言葉の定義が施行規則で規定されているなど不明確	市政運営の基本理念、施策の大綱、調整計画を施行規則から条例に規定しなおすとともに、実行計画、展望計画等についても定義する。	○	
8	調整計画と展望計画の関係が不明確	調整計画を策定する際は、展望計画を踏まえることを規定する。	○	○

（注）「例規」欄は今回の見直しで条例又は施行規則の改正を伴うもの

「計画」欄は計画の策定期間において構成等の見直しで反映させるもの

2 改正にあたってのポイント

- ・ 条例を全部改正のうえ、施行規則は廃止し、「武蔵野市長期計画等策定委員会規則（仮称）」を新たに制定することとする。
- ・ 条例制定時からの議論を踏まえ、現行条例及び施行規則をベースとして改正し、策定委員会の運営以外は現行の規定を全て条例事項として整理する。

担当課 総合政策部企画調整課